

積立定期預金規定

令和2年4月1日現在

1条（預入れの期限等）

- （1）この預金は、通帳記載の満期日の3か月前までは自由に預入れができます。
- （2）この預金の預入額は1回1,000円以上とします。預入れのときは必ず通帳を持参してください。
- （3）この預金は、当店のほか当金庫本支店のどこの店舗でも預入れができます。

2条（預金の支払時期）

この預金は、満期日以後に利息とともに支払います。

3条（証券類の受入れ）

- （1）小切手その他の証券類を受入れたときは、その証券類が決済された日を預入日とします。
- （2）受入れた証券類が不渡りとなったときは預金になりません。不渡りとなった証券類は、この通帳の当該受入れの記載を取消したうえ、当店で返却します。

4条（利息）

- （1）この預金利息は、預入金額ごとにその預入日から満期日の前日までの日数について、預入日現在におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって計算します。ただし、契約期間が3年以上の場合には、満期日からさかのぼって2年ごとに利息計算日を定め、その計算日において預入日または前回の利息計算日からの1年以上ある預入金額については、預入日または前回の利息計算日におけるその期間に応じた当金庫所定の自由金利型定期預金（M型）利率によって利息を計算のうえ元金に組入れます。

利率は、当金庫所定の日に変更します。この場合、新利率は、変更日以後に預入れられる金額についてはその預入日（すでに預入れられている金額については変更日以後の利息計算日）から適用します。

- （2）この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日における普通預金の利率によって計算します。
- （3）この預金を第6条（1）により満期日前に解約する場合および第6条（3）の規定により解約する場合、その利息は、預入金額ごとに預入日（利息を元金に組入れたときは最後の利息計算日）から解約日の前日までの日数について次の預入期間に応じた利率（小数点第4位以下は切捨てます。）によって計算し、この預金とともに支払います。
 - ① 6か月未満・・・・・・・・・・解約日における普通預金の利率
 - ② 6か月以上1年未満・・・・・・・・前記（1）の適用利率×50%
 - ③ 1年以上3年未満・・・・・・・・前記（1）の適用利率×70%
- （4）この預金の付利単位は1円とし、1年を365日として日割で計算します。

5 条（反社会的勢力との取引拒絶）

この預金口座は、第 6 条（3）のいずれにも該当しない場合に利用することができ、第 6 条（3）の一つにでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

6 条（預金の解約、書替継続）

（1）この預金は、当金庫がやむを得ないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

（2）この預金を解約または書替継続するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章により記名押印してこの通帳とともに当店に提出してください。

（3）前記（2）のほか、次の各号の一つにでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、この解約によって生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害額をお支払い下さい。

① 預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

② 預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」といいます。）に該当し、または次のいずれかに該当することが判明した場合

- A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
- B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
- C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
- D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
- E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③ 預金者が、自らまたは第三者を利用して次の各号の一つにでも該当する行為をした場合。

- A. 暴力的な要求行為
- B. 法的な責任を超えた不当な要求行為
- C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
- D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為
- E. その他 A から D に準ずる行為

7 条（届出事項の変更、通帳の再発行等）

- （１）通帳や印章を失ったとき、または、印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、直ちに書面によって当店に届出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫の責めに帰すべき事由がある場合を除き、当金庫は責任を負いません。
- （２）通帳または印章を失った場合のこの預金の払戻し、解約または通帳の再発行は当金庫所定の手続きをした後におこないます。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。
- （３）通帳を再発行（汚損等による再発行を含みます。）する場合には、当金庫所定の手数料をいただきます。
- （４）届出のあった氏名、住所にあてて当金庫が通知または送付書類を発送した場合には、延着しまたは到達しなかったときでも通常到達すべき時に到達したものとみなします。
- （５）当金庫は、預金口座の開設の際に、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行います。また、預金口座の開設後も、この預金の取引にあたり、法令等で定める本人確認その他の取引時の確認等を行う場合があります。この確認事項に変更があったときは、直ちに当金庫所定の方法により当店に届出てください。

8 条（成年後見人等の届出）

- （１）家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに書面によって成年後見人等の氏名その他必要な事項を届出てください。また、預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様に届出てください。
- （２）家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がなされた場合には、直ちに書面によって任意後見人の氏名その他必要な事項を届出てください。
- （３）すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記（１）（２）と同様に、直ちに書面によって届出てください。
- （４）前記（１）～（３）の届出事項に取消または変更（前記（１）の成年後見人等の地位や権限、行為能力の変動を含みます。）等が生じた場合にも同様、直ちに書面によって届出てください。
- （５）前記（１）～（４）の届出の前に、当金庫が過失なく預金者の行為能力等に制限がないと判断して行った払戻し等は有効なものとし、預金者およびその成年後見人、保佐人、補助人もしくはそれらの承継人は、取消や無効等を主張できないものとします。

9 条（印鑑照合等）

払戻請求書、諸届その他の書類に使用された印影を届出の印鑑と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、

変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

10条（譲渡、質入れの禁止）

- （１）この預金および通帳は、譲渡または質入れすることはできません。
- （２）当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式によりおこないます。

11条（保険事故発生時における預金者からの相殺）

- （１）この預金は、満期が未到来であっても、当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り当該相殺額について期限が到来したものとして、相殺することができます。なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- （２）前記（１）により相殺する場合には、次の手続きによるものとします。
 - ① 相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。
ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
 - ② 前記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充當いたします。
 - ③ 前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- （３）前記（１）により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
 - ① この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、利率は約定利率を適用するものとします。
 - ② 借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- （４）前記（１）により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- （５）前記（１）により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続きについて別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

12条（休眠預金等活用法に係る最終異動日等）

（１）この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①当金庫ウェブサイトに掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日まで）に通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限りします。

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

（２）前記（１）②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、次に掲げる事由に応じ定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日

13条（休眠預金等代替金に関する取扱い）

（１）この預金について長期間お取引がない場合、休眠預金等活用法にもとづきこの預金に係る債権は消滅し、預金者等は、預金保険機構に対する休眠預金等代替金債権を有することになります。

（２）前記（１）の場合、預金者等は、当金庫を通じてこの預金に係る休眠預金等代替金債権の支払を請求することができます。この場合において、当金庫が承諾したときは、預金者は、当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって、休眠預金等代替金債権の支払を受けることができます。

（３）預金者等は、前記（１）の場合において、次に掲げる事由が生じたときは、休眠預金等活用法第7条第2項による申出および支払の請求をすることについて、あらかじめ当金庫に委任します。

① この預金について、第三者による債権の支払の請求が生じたこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限りします。）

② この預金に係る休眠預金等代替金の支払を目的とする債権に対する強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）が行われたこと

③ この預金に係る休眠預金等代替金の一部の支払が行われたこと

（４）当金庫は、次の各号に掲げる事由を満たす場合に限り、預金者等に代わって前記（３）による休眠預金等代替金の支払を請求することを約します。

- ① 当金庫がこの預金に係る休眠預金等代替金について、預金保険機構から支払 等業務の委託を受けていること
- ② この預金について、前記（３）②に掲げる事由が生じた場合には、当該支払への請求に応じることを目的として預金保険機構に対して休眠預金等代替金の支払いを請求すること
- ③ 前記（３）にもとづく取扱いを行う場合には、預金者等が当金庫に対して有していた預金債権を取得する方法によって支払うこと

14条（規定の変更）

- （１）この規定の各条項その他の条件は、金融情勢の状況の変化その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ウェブサイトへの掲載による公表その他相当の方法で周知する事により、変更できるものとします。
- （２）前記（１）の変更は、公表等の際に定める適用開始日から適用されるものとします。

以 上